

<p>益の喪失</p>	<p>2 (1) ~ (3) (現行通り)</p> <p><u>(4) レート又はレート配信を操作する、若しくは本取引システムでは通常実行できないような取引を行う等、不正行為、不適切な取引を行ったと当社が認めたとき。</u></p> <p><u>(5) お客様と当社の取引について本取引システム以外からの取引があったとき。</u></p> <p><u>(6) (現行通り)</u></p> <p><u>第13条 (現行通り)</u></p>	<p>2 (1) ~ (3) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>※新設に伴い以下について繰り下がります。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) (省略)</u></p> <p><u>第12条 (省略)</u></p>
<p>第14条 支払不能 又は不能 となる恐れがある 場合等における本 取引</p>	<p>1 お客様が<u>第12条</u>第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済するために必要な反対売買を行い、決済できるものとします。</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>3 お客様が<u>第12条</u>第2項の各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の本口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。</p> <p>4 ~ 5 (現行通り)</p>	<p>1 お客様が<u>第11条</u>第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済するために必要な反対売買を行い、決済できるものとします。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 お客様が<u>第11条</u>第2項の各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の本口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。</p> <p>4 ~ 5 (省略)</p>

<p>第15条 差引計算</p>	<p>1 (現行通り)</p> <p>2 <u>第12条</u>及び前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり取引証拠金及び預け金の払い戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。</p> <p>3 (現行通り)</p> <p><u>第16条～第19条</u> (現行通り)</p>	<p>1 (省略)</p> <p>2 <u>第11条</u>及び前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり取引証拠金及び預け金の払い戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。</p> <p>3 (省略)</p> <p><u>第15条～第18条</u> (省略)</p>
<p>第20条 報告</p>	<p>お客様は、<u>第12条</u>第1項及び第2項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨を報告するものとします。</p> <p><u>第21条～第24条</u> (現行通り)</p>	<p>お客様は、<u>第11条</u>第1項及び第2項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨を報告するものとします。</p> <p><u>第20条～第23条</u> (省略)</p>
<p>第25条 解約</p>	<p>1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が<u>第12条</u>に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。</p> <p>(1)～(2) (現行通り)</p> <p>(3) <u>第33条</u>に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。</p> <p>(4) (現行通り)</p> <p>2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社と行う本取引のポジションが残存するとき、またはお客様の当社に対する債務が残存す</p>	<p>1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が<u>第11条</u>に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) <u>第32条</u>に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社と行う本取引のポジションが残存するとき、またはお客様の当社に対する債務が残存す</p>

	<p>るときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、<u>第15条第3項及び第16条</u>に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。</p> <p>3（現行通り）</p> <p><u>第26条～第33条</u>（現行通り）</p>	<p>るときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、<u>第14条第3項及び第15条</u>に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。</p> <p>3（省略）</p> <p><u>第25条～第32条</u>（省略）</p>
最終行	<u>平成22年4月1日改訂</u>	（追加）